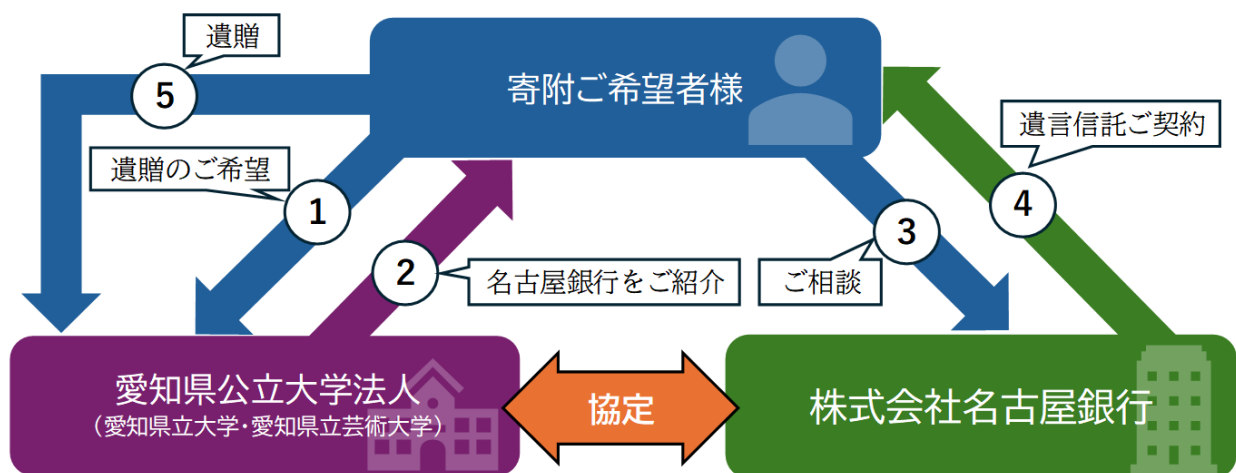


大学への遺贈寄附に関する協定を名古屋銀行と締結しました (2026年3月)

- ◇生前に使いきれなかった財産を、ご逝去後に社会貢献として公益的な団体へ寄附する「遺贈寄附」は、近年では認知度が高まり、前向きな終活の一部として身近な選択肢となっています。
- ◇遺贈寄附を行うには、遺言書を作成したり、信託商品を活用したりし、民法に従い適切な手続きを踏む必要があります。
- ◇愛知県立大学と愛知県立芸術大学を所管する愛知県公立大学法人では、このたび、大学への寄附ご希望様が安心して円滑なお手続きを進められるよう、金融機関をご紹介します協定を株式会社名古屋銀行と締結いたしました。

協定スキーム図



- ① 寄附ご希望者様より愛知県公立大学法人（愛知県立大学・愛知県立芸術大学）（以下当法人）へ遺贈のご希望をお伝えいただきます。
- ② 当法人から寄附ご希望者様へ名古屋銀行をご紹介します。
- ③ 寄附ご希望者様より名古屋銀行へ遺贈のご相談をいただきます。
- ④ 名古屋銀行の遺言信託をお申し込みいただき、公正証書遺言を作成します。
- ⑤ 寄附ご希望者様のご逝去に伴い、名古屋銀行が遺言執行者に就任し、遺言書に基づき当法人への遺贈を行います。

- ◇これによりいただいた寄附金は、大学での教育・研究またはその環境整備などの推進を目的として、大切に使用させていただきます。

【参考：名古屋銀行 Web サイト 遺贈寄附ページ】

<https://www.meigin.com/kojin/sonaeru/donation.html>

担当 愛知県公立大学法人事務局企画財務課
電話：0561-64-1116
メール：kikakuzaimu@puc.aichi-pu.ac.jp